〇鑑識鑑定官制度の実施について

（平成15年1月29日例規第2号神鑑発第50号）

最終改正　令和6年3月21日例規第18号神鑑発第29号

この通達は、複雑・巧妙化する犯罪情勢に的確に対応し、裁判実務の精密化等に耐え得る鑑定業務を推進するため、鑑識鑑定官制度の実施について定めたものである。

主な内容は、

〇 目的

〇 鑑識鑑定官の種別

〇 鑑識鑑定官の任務

〇 鑑識鑑定官の指定等の手続き

〇 鑑識課長の推薦

〇 指定の解除

〇 留意事項

等である。